

おめでとうございます
すこやか (地区別50音順・敬称略)

「すこやか」は、生まれたお子さまについて掲載依頼書を提出された場合に掲載しています。掲載希望の場合は、秘書広報室へご連絡ください。

- 江田島町
石津野之子 (小用・8月15日) 中向 稀妃 (江南・8月19日)
肌野 絢士 (大原官有地・9月5日)
- 沖美町
野村 星 (高祖・9月3日)
- 大柿町
岡林 穂花 (大君・8月25日) 高先 恵矢 (深江・8月17日)
永島 圭悟 (柿浦・9月6日) 古本 龍愛 (飛渡瀬・9月8日)

ご冥福をお祈りします
おくやみ (地区別50音順・敬称略)

「おくやみ」は、亡くなられた方を掲載しています。このコーナーへの掲載を希望されない場合は、秘書広報室へご連絡ください。

- 江田島町
井上 幸子 (中央・86歳) 角川 義一 (中央・97歳)
川崎 節子 (鷺部・90歳) 佐伯 良明 (鷺部・86歳)
蟬本フサヨ (小用・98歳) 松村 十一 (津久茂・82歳)
山本 年光 (切串・85歳)
- 能美町
芦原ミノエ (鹿川・98歳) 岡 恵壯 (鹿川・70歳)
河野美代子 (中町・83歳) 中島 弘人 (鹿川・67歳)
平垣内盛壯 (鹿川・90歳) 平野 定男 (中町・80歳)
山崎 孝子 (鹿川・82歳)
- 沖美町
尾上 明夫 (岡大王・87歳) 住田 隆爾 (三吉・84歳)
- 大柿町
青木 孝史 (飛渡瀬・88歳) 和泉 六一 (大原・75歳)
新庄 大地 (飛渡瀬・21歳) 須本 繁記 (大原・57歳)
松山 兼勇 (大原・86歳) 盛本 正司 (柿浦・66歳)
山岡 貞子 (大原・87歳) 山崎ヨシノ (飛渡瀬・85歳)

ありがとうございました
寄付 (敬称略)

- 能美中新築工事に関する寄附として
白地水産株式会社 (能美町鹿川)
- 市内全小学校へ学校図書
公益財団法人日本教育公務員弘済会広島支部 (広島市東区)
公共施設に設置する時計塔・AED
能美島ライオンズクラブ (江田島町江南)

パソコンや携帯電話のメールアドレスへ、災害・緊急情報、公共交通情報・子育て情報を配信しています。また、携帯電話での登録は、右のQRコードから該当ページにアクセスできます。



URL : <http://www.city.etajima.hiroshima.jp/mail/>

10月の当番医 ※日程は変更することがあります。
岡保健医療課 ☎(40) 3247

- 7日(日) 長坂医院 (大柿町深江) ☎(57)2036
8日(祝) 幸田医院 (大柿町柿浦) ☎(57)2041
14日(日) 浜井医院 (大柿町柿浦) ☎(57)2008
21日(日) 大井(征)医院 (大柿町大原) ☎(57)6500
28日(日) 真次医院 (江田島町小用) ☎(42)0101
梶川医院 (沖美町岡大王) ☎(48)0201

10月の相談

- 心配ごと相談 (午後1時～3時30分)
岡社会福祉協議会 ☎(40) 2501
- 4日(木) 農村環境改善センター
11日(木) 大柿公民館
18日(木) 沖美支所
25日(木) 江田島公民館
※行政相談も同時開催します。
詳しくは16ページをご覧ください。

市税などの納期限 10月31日(水)

税などは、期限内に納めましょう。ゆめタウン江田島内の市民サービスセンターでは、土曜日・日曜日・祝日でも納付できます。

市県民税 (3期)	岡税務課 ☎(40) 2765
国民健康保険税 (4期)	岡税務課 ☎(40) 2765
後期高齢者医療保険料 (4期)	岡保健医療課 ☎(40) 3247
介護保険料 (4期)	岡高齢介護課 ☎(40) 3177(代)
保育料 (10月分)	岡子育て支援センター ☎(42) 2852
住宅使用料 (10月分)	岡都市整備課 ☎(40) 2773

平成24年8月31日現在
人口と世帯数 (外国人を含む)

	男性	女性	計	世帯数
江田島	4,835	4,947	9,782	5,004
能美	2,667	2,957	5,624	2,662
沖美	1,680	1,831	3,511	1,797
大柿	3,687	4,029	7,716	3,712
全体 (前月比)	12,869 (-24)	13,764 (-49)	26,633 (-73)	13,175 (-33)

インターネット上の書き込みに関する緊急メッセージ

平成24年7月25日 法務省人権擁護局

インターネット上においては、匿名による書き込みが可能なことを悪用して、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの人権侵害が発生しています。新聞報道等によりますと、いじめ等の問題をきっかけに、インターネット上に加害者やその関係者とされる人たちにに関する過剰な書き込みや、不確かな情報に基づく無責任な書き込みなど、様々な書き込みがされ、中には、誤った情報に基づいて、全く関係のない方々を誹謗中傷する書き込みまで発生しているとされています。インターネットは、コミュニケーションの輪を広げる便利な道具ですが、他人への中傷、無責任なうわさ、プライバシー情報の流布など、インターネットを悪用した行為は、人権侵害につながります。ルールやモラルを守り、正しい利用を心掛けましょう。

日本にはまだまだたくさんの人権侵害があります。インターネットによる人権侵害もその一つ。パソコン・携帯電話などの機器が急速に普及した裏側で、匿名性が高いこと、簡単に情報発信できることから、差別表現の流布や個人情報掲載など、差

の問題が発生しています。法務省では、いじめなどの問題やインターネット上にさまざまな書き込みがされていることを受け、本年7月25日に「インターネット上の書き込みに関する緊急メッセージ」を発表しています。

人権シリーズ
73
※偶数月掲載
インターネットによる人権侵害



ご意見・ご感想は、市民生活課人権推進室 ☎(40) 2764へ。

国民年金保険料の後納制度が始まります

岡市民生活課 ☎(40) 2764・広島南年金事務所 ☎082 (253) 7710

年金
だより

これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を過ぎると保険料を納めることができず、本年10月10日から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる「後納制度」が始まります。詳しくは、広島南年金事務所へお問い合わせください。

後納制度のメリット

- ① 年金の受給権確保
納付期間の不足で年金受給できない場合は、この制度を利用すると年金を受給できる可能性があります。
- ② 将来の年金額の増額
少しでも受給する年金額を増やしたい場合は、将来受け取る年金を増やすことができます。

後納制度が利用できる方

- ① 10年以内に保険料を納めていない期間(納付・免除以外)や国民年金未加入期間のある20歳～60歳の方
- ② ①の期間のほか任意加入中に保険料を納付していない期間がある60歳～65歳の方

申し込み方法など

- ① 年金事務所にて後納制度申込書の送付を依頼(日本年金機構のホームページからもダウンロード可)
- ② 年金事務所から申込書到着後、必要事項を記入して年金事務所へ提出
- ※ 加入期間確認のため、戸籍謄本などが必要な場合あり
- ③ 申込書の審査・承認などの後、年金事務所から承認通知書、納付書、リーフレットが到着
- ④ 届いた納付書で保険料納付 ※ 金融機関・コンビニなどで納付。市区町村役場や年金事務所では不可。

